

議案第195号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職(採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。)に新たに採用された職員には、月額 <u>30万8,300円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 2 [略]	(初任給調整手当) 第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職(採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。)に新たに採用された職員には、月額 <u>30万8,000円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 2 [略]
(勤勉手当) 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の95</u> (特	(勤勉手当) 第30条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の85</u> (特

定管理職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45 (特定管理職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425 (特定管理職員にあつては、100分の1.725)を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95 (特定管理職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

定管理職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40 (特定管理職員にあつては、100分の50)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275 (特定管理職員にあつては、100分の1.575)を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85 (特定管理職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第2アの表を次のように改める。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	603,000
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	604,000
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	605,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	606,000
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	607,000
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	608,000
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	609,000
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	610,000
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	611,000
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	612,000
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	613,000
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	614,000
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	615,000
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	616,000
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	617,000
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	618,000
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	619,000
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	620,000
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	621,000
	41	369,700	435,600	489,600	547,800	622,000
	42	371,100	437,400	491,400	549,200	623,000
	43	372,600	439,100	493,200	550,600	624,000
	44	374,000	440,900	495,000	551,900	625,000

45	375,300	442,800	496,600	553,100	626,000
46	376,700	444,600	498,300	554,100	627,000
47	378,200	446,400	500,100	555,100	628,000
48	379,700	448,100	501,900	556,100	629,000
49	380,900	449,900	503,500	557,100	630,000
50	381,900	451,600	504,800	558,000	631,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900	632,000
52	383,800	455,200	507,400	559,800	633,000
53	384,700	457,100	508,500	560,600	634,000
54	385,600	458,300	509,800	561,500	635,000
55	386,300	459,500	511,100	562,400	636,000
56	387,200	460,700	512,400	563,300	637,000
57	388,000	461,900	513,400	564,200	638,000
58	388,900	462,900	514,200	565,100	
59	389,700	463,900	515,000	566,000	
60	390,500	464,900	515,800	566,700	
61	391,100	465,700	516,700	567,600	
62	391,600	466,400	517,500	568,500	
63	392,000	467,100	518,400	569,400	
64	392,500	467,800	519,200	570,300	
65	392,800	468,500	520,100	571,200	
66		469,200	521,000	572,100	
67		469,900	521,700	573,000	
68		470,600	522,600	573,900	
69		470,900	523,500	574,800	
70		471,600	524,300	575,700	
71		472,300	525,200	576,600	
72		473,000	526,100	577,500	
73		473,400	526,900	578,400	
74		474,000	527,800	579,300	
75		474,700	528,700	580,200	
76		475,400	529,400	581,100	
77		475,800	530,200	582,000	
78		476,400	531,100	582,900	
79		477,000	532,000	583,800	
80		477,500	532,900	584,700	
81		478,100	533,700	585,600	
82		478,600	534,600	586,500	
83		479,100	535,500	587,400	
84		479,600	536,400	588,300	
85		480,000	537,200	589,200	
86		480,600	538,100		
87		481,000	539,000		
88		481,500	539,900		
89		482,000	540,700		
90		482,600	541,600		
91		483,200	542,500		
92		483,600	543,400		

	93		484,100	544,200		
	94		484,700	545,100		
	95		485,300	546,000		
	96		485,900	546,900		
	97		486,400	547,700		
	98			548,600		
	99			549,500		
	100			550,400		
	101			551,200		
	102			552,100		
	103			553,000		
	104			553,900		
	105			554,700		
	106			555,600		
	107			556,500		
	108			557,400		
	109			558,200		
	110			559,100		
	111			560,000		
	112			560,900		
	113			561,700		
	114			562,600		
	115			563,500		
	116			564,400		
	117			565,200		
再任用 職員		295,300	338,100	392,600	465,000	565,500

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の90</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採</p>

用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>373,000</u>
2	<u>421,000</u>
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2～6 [略]

（給与条例の適用除外等）

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>372,000</u>
2	<u>420,000</u>
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2～6 [略]

（給与条例の適用除外等）

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第1項及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第7条第1項の規定は平成29年4月1日から、改正後の給与条例第30条第2項及び附則第35項の規定並びに改正後の任期付職員給与条例第9条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条

例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。